

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人を行った令和2年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月15日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和
3人第2060号
令和4年1月17日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和
様

福島県知事 関

令和2年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

令和2年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
再生可能エネルギー復興支援事業（エネルギー）	【指摘事項】 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金交付要綱の第5条	指摘を踏まえ、令和3年度については、公募要領の表現を交付要綱の表現に統一したうえで公募した。

<p>ギー課) 報告書54頁</p>	<p>交付の申請において事業者は、「補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう（以下、「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない」と規定し、同交付要綱第16条消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還においては、「補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式13による消費税額及び地方消費税の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない」と規定している。</p> <p>しかし、平成31年度福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金公募要領においては、1(6)補助対象経費算出の留意点について「補助対象とならない費用(7)に「補助金に消費税分は含まれません」とあり、補助対象経費にそもそも消費税を含めないこととしている。</p> <p>交付要綱では補助対象経費に消費税等仕入控除税額を含めないうことになっているが、公募要領では消費税を含めないことになっており、実際には公募要領に基づいた運用が行われている。</p> <p>消費税の取扱いについて消費税を申告して仕入税額控除を受けた場合のみに補助対象経費に含めないのか、すべての場合に補助対象経費に消費税を含めないのかについて、交付要綱と公募要領が整合していないため、早急に是正すべきである。</p>	
<p>生活拠点コミュニティ形成支援事</p>	<p>【指摘事項】 (1) 支出負担行為調書について 支出負担行為調書（集合調書・</p>	<p>修正した支出負担行為調書については、改めて上長の承認を得た。また、決裁後に誤りが発見され</p>

<p>業 （生活拠点 課） 報告書64頁</p>	<p>変更）（件名：生活拠点コミュニティ形成支援業務、変更件名：額の確定に伴う変更（31年分）） に関して当初の支出負担行為額及び支出行為済額計、合計支出負担行為額の3つの項目の金額が二重線で消され、金額が修正されていた。 担当者からのヒアリングによると事業期間が2年であるため、当初の支出負担行為額及び支出行為済額計、合計支出負担行為額に記載するのは2年間の合計金額とすべきところを平成31年度の単年度のみを記載していたために、出納局に指摘されてそのままの状態であるとのことであった。 決裁済みの文書の金額が二重線で修正された状態で保管されているのは、上長の承認や決裁の実効性に疑念を抱かざるを得ない。決裁後に誤りを発見した場合には修正後の内容で文書を作成し、上長が確認し、決裁すべきである。</p>	<p>た場合は、改めて上長の決裁をとるよう徹底している。</p>
<p>生活拠点コミュニティ形成支援事業 （生活拠点課） 報告書64頁</p>	<p>【指摘事項】 (2) 「生活拠点におけるコミュニティ形成支援業務仕様書」について 「生活拠点におけるコミュニティ形成支援業務仕様書」の別紙「業務実施対象地区一覧」に公営団地ごとの実施予定の業務実施内容を記載するために、表の先頭行に仕様書本体に記載された業務実施内容を参照する形式で、「5(2)アイウ」、「5(2)イウ」と記載されているが、 「生活拠点におけるコミュニティ形成支援業務仕様書」に「5(2)アイウ」、「5(2)イウ」は存在しない。担当者からのヒアリングによると「5(2)アイウ」、「5(2)イウ」はそれぞれ「6(2)アイウ」、「6(2)イウ」の誤りであるとのことであった。 仕様書に誤りがあれば委託先の実際の業務に影響を及ぼすおそれがあるため早急に是正すべきである。</p>	<p>指摘を踏まえ、令和3年度の契約時には修正した仕様書別紙により契約を行った。 また、契約時に仕様書等の細部まで複数人で確認することとした。</p>
<p>消費者行政体制強化事業 （消費生活課）</p>	<p>【指摘事項】 消費者被害の防止、消費者保護を目的とした交付金にもかかわらず、消費生活相談の内容が本来の制度趣旨とかけ離れてい</p>	<p>被災地における消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的として交付している、福島県消費者行政推進交付金（専門家派遣事業）について、震災から</p>

報告書104頁

る事例がある。

二本松市へ交付した福島県消費者行政推進交付金（専門家派遣事業）8,650千円について、9月度646千円相当の相談内容を吟味したところ、17件のうち16件は消費生活相談として内容に疑問があるものであった。

このようになった原因としては、二本松市からの交付金交付申請書にも記載のとおり「法テラス二本松専門家相談対応」という事業の内容に対して交付決定を出してしまった点にある。

そもそも「法テラス」は弁護士、司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるために設立された組織であり、いわば法律よろず相談所である。

そこで行われる「専門家による無料よろず相談」は、相続、年金、登記等さまざまな問題が相談されるのであって、消費生活センターとは明らかに異なるものである。「専門家による無料よろず相談」に対して消費生活相談の交付金を交付決定したことが誤っている。

なぜ本来の制度趣旨とかけ離れている事例に交付金が交付決定されてしまったのか検討すると、①県の担当者が交付金の目的及び制度趣旨を把握していないこと、若しくは故意に拡大解釈したこと、②県の担当者が専門家派遣事業に関して交付先市町村に実施内容について実施状況の報告を求めていること、③県の担当者が交付先に赴いて実施状況を検証する場があることを交付要綱上規定されていないこと、などにあると思われる。

なお、二本松市における「専門家による無料よろず相談」であっても、1ヶ月で17件しか相談がなく、相談日22日間のうち10日間は相談者なしで、専門家へ1日当たり約3万円の報酬を支払っている。

供給過剰の状態で交付金が有効活用されていないとの批判を免れない。

県は、相談実績を勘案して身の丈に合った相談体制に縮小する必要があったのではないか。

10年が経過する中で被災地の生活再建の状況や相談内容が変化していることなどから、令和3年度の事業について改めて交付金の目的に沿った事業実施を徹底するため、交付申請に係る重要事項として交付対象経費について整理した通知を専門家派遣事業実施の7市町村に発出し、さらに対象市町村へ個別に電話連絡にて説明した。

併せて、実績報告の際に、交付対象経費であることが確認できる相談実績等の確認書類等の提出を求める旨も通知したことで、交付金の目的に沿った相談実績であることを確認できる体制を整えた。

なお、交付金の申請対象市町村への調査については、福島県補助金等の交付等に関する規則第11条に基づき必要に応じて実施する。

福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業（産業創出課）
報告書149頁

【指摘事項】

委託業務（事業化支援業務）の成果と評価指標について事業化促進事業は、県の補助金をもとに公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が実施している。事業5分野のうち、販路開拓等支援、中小企業等雇用確保支援、ビジネスマッチングの3分野はイノベ機構が行っているが、知財戦略支援と事業化支援の2分野はイノベ機構が特許事務所及びコンサル会社に業務委託している（平成31年度におけるコンサル会社との契約金額は133,608千円）。

事業化支援業務に関して、コンサル会社がイノベ機構に提出したKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指数）の設定根拠によると、予定としては福島県内の会社に27件の事業化支援を行うことになっていた。

それに対して、実績報告書では29件の支援を行い、成果を挙げたとしている。

実績における支援内容をみると、29件の支援とは、29社に対する支援ではなく、1社に対して複数の支援を行った場合も、それぞれを1件として計上していた。

よって、事業者で数えると計20社への支援となる。

また、具体的な支援内容は、ビジネスモデルの精緻化等、コンサル会社としての専門性が伺える支援があった一方、「補助金に係る情報供給」といったような商工会議所や商工会の経営相談会レベルのものもあった。

すなわち、「マッチング可能性のある企業のリスト化」、「福島県の担当課へ紹介」、「東邦銀行とマッチングを実施」、「福島県の担当者とのマッチング支援」、「試験資金の確保に向けた補助金の選定」、「補助金に係る情報供給」など、商工会議所や商工会の経営指導員に依頼すれば済むものが、それぞれ1件としてカウントされていた。

コンサル会社は、個社支援1件あたり平均工数11.8人日と想定し、目標値（27件×11.8人日

指摘を踏まえ、受託事業者との定例会において、事業の進捗や支援の実施状況を管理するなど、KPIの適切な進行管理を行うようにしたところ、コロナ禍にあった令和2年度においても、個社支援の目標値41件に対し実績は40件に達し、一括支援等、他の事業は全て目標値を超えた。

また、事業効果を検証するため、支援を受けた企業にアンケート調査を実施したところ、良好・有意義、合わせて84%、要改善が16%となり、概ね、本支援事業は有意義であったとの回答を得ている。

今回のアンケートで得た企業からの意見も参考にしながら、企業のニーズに応じた支援を行い、適切な進行管理により、事業効果が高まるよう取り組んでいく。

= 318人日) を設定しているが、実際に個社支援が行われたのが29件で合計228人日であった。

予定の3分の2程度 ($228 \div 318 = 0.72$) である。

さらに、支援の中には、上記のように「県の担当課を紹介」「銀行とマッチング」など、事業化支援として専門性が発揮されているか疑わしい内容もあった。

KPI的には、不十分な成果だったと判断せざるを得ない。

一方で、県及びイノベ機構は、「コンサル会社の個社支援は予定工数に足りなかったが、別業務である一括支援に予定以上の工数をかけている点」を酌むべき事情としている。

一括支援の内容は、「金融支援協議会の開催」、「ローン調査レポートの作成」、「人材確保支援施策の検討」、「経済産業省との意見交換会の企画」であって、これらにつき当初KPIは計33人日であったが、実績は約123人日を費やしたとのことである。

イノベ機構は、個社支援及び一括支援等を併せた委託契約全体としては一定以上の工数がかかけられているため、業務実績が明らかにKPIとは異なっているにもかかわらず「業務委託契約違反」とまでは認識していない。

しかし、当初コンサル会社が設定したKPIでは、「個社支援」に最も多くの工数をかける予定であり、それがまさしく事業化支援事業の主な内容である「事業化に向けた伴走支援」であるのだから、「個社支援」が不十分であるのは「指摘事項」とせざるを得ない。

コンサル会社は平成30年度及び平成31年度と連続して受注している。

今後も「事業化に向けた伴走支援」という旗印の下に1億円以上の委託費(平成31年度133,608千円)をかけて外部委託したほうがよいのか、それともイノベ機構の職員が直接担ったほうがよいのか、よく検討すべきであろう。

事業会社に対するコンサル支援は、各社の業務内容や事業環境が千差万別で、費用対効果の

	<p>評価が非常に難しい。</p> <p>県及びイノベ機構は、事業化支援の具体的業務の内容を確認して、質的水準を検討するとともに、支援を受けた会社にアンケート調査等を行い、支援内容や支援時間、顧客満足度等を確認し、事業の効果を検証すべきである。</p> <p>また、K P Iは量的基準（日数）のアウトプットのみならず、顧客満足度等の質的基準やアウトカムも設定されるべきである。</p>	
<p>中小企業等 復旧・復興 支援事業 （企業立地 課） 報告書167頁</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>本事業は、東日本大震災により被災した中小企業者が県内の空き工場・空き店舗等を借りて、事業を再開・継続する経費の一部を補助するものである。</p> <p>この点、空き工場・空き店舗の所有者が交付申請法人の代表者等（以下、「所有者・代表者等同一ケース」という。）であっても、交付申請法人に補助金が与えられるとのことである。</p> <p>このケースでは、交付申請法人が獲得した賃料相当の補助金は、賃貸人である代表者等へ賃料として支払われている。</p> <p>本事業は、仮操業・仮営業を行う中小企業等を補助するものであるから、本来はかつての操業地域（避難指示区域等）に戻るまでの、一時的な補助である。</p> <p>しかし、所有者・代表者等同一ケースは、そもそも、代表者等の土地・建物であるのだから避難先で事業を永続的に行うことができ、それは「仮操業・仮営業」とはいえないのではないかと思える。</p> <p>また、監査で閲覧した案件の中に、当初は補助金申請法人とは無関係の者が土地所有者であったところ、当該法人の取締役が土地所有者から当該土地を購入したことで、当該取締役が補助金申請法人を通して賃料収入を取得しはじめた事案があった。</p> <p>このように、代表者等の意思で改めて所有者・代表者等同一になるのは、代表者等個人の財産形成に補助金が利用されているとも思える。</p> <p>なお、所有者・代表者等同一</p>	<p>所有者・代表者等同一ケースについて補助対象外とする方向で調整し、令和3年度に対象事業者に周知を図った。</p> <p>令和4年度から補助対象外とするため、令和3年度中に補助金交付要綱を改正する。</p>

	<p>ケースでは、賃貸人である所有者と借人である法人が、相場よりも多額の賃料を設定し、より多くの補助を得ようとする問題もあり得るが、県は避難指示区域等の従前の操業地の建物や面積等を参考に適切な金額を算定していることである。しかし、所有者・代表者等同一ケースまで借上げ費用を補助対象として補助金を交付するのは、本事業の目的・内容から過剰な保護ではないだろうか。再検討を求めたい。</p>	
<p>福が満開福のしま観光復興推進事業（観光交流課） 報告書183頁</p>	<p>【指摘事項】 日本酒ツーリズム増進事業のガイドブック掲載酒蔵について本事業「テーマ別広域周遊観光促進事業」中の「日本酒ツーリズム増進事業」は、全国新酒蔵鑑評会金賞受賞数7年連続日本一の酒どころ「福島」が誇る酒蔵を見学・周遊・体験してもらう観光誘客事業であり、株式会社ライトエージェンシーに業務委託し、スタンプラリーやモニターツアーを実施するものである。 スタンプラリーについては、開催にあたりガイドブックを制作するとともに、県内の酒蔵にチラシやのぼり、スタンプ類を設置し、観光誘客を促す内容である。委託料は、平成31年度では約18,500千円であった。 事業開始当初の平成28年度では、県内50を超える酒蔵の大部分がスタンプラリーに参加したが、監査対象年度である平成31年度は、10の酒蔵の参加にとどまった。 不参加の理由は、観光客対応の体制が整っていない酒蔵にとっては、年々増加するスタンプラリー客の対応が困難となったという事情による。 受託者はスタンプラリーのガイドブックとして36ページの冊子を作成するにあたり、スタンプラリー参加の10の酒蔵を大きく取り上げ、不参加の酒蔵は小さく扱うこととなった。 ガイドブックにおける酒蔵の掲載の仕方については、観光客にとってスタンプラリー対象酒蔵か否かの視認性を高めること、また不参加の酒蔵であっても掲</p>	<p>令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により観光周遊事業は実施していないが、今後企画する際には、酒蔵の事業者とそこを訪れる観光客の両方について、なるべく多く参加していただける形の事業構築に努めていく。</p>

	<p>載し、県内の酒蔵及び日本酒の魅力幅広く紹介したとのことである。</p> <p>なお、スタンプラリー参加酒蔵数によってスタンプラリー企画に要する経費が増減するものではなく、委託料の減額は行っていない。</p> <p>しかしながら、結果として一部の酒蔵の広告宣伝に経費を費やしたとも見え、公平性の観点から疑問を生じさせるものとなっている。</p> <p>次年度以降の改善を求めたい。</p>	
<p>福島空港復興加速化推進事業 （空港交流課） 報告書188頁</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>国際定期路線等開設・再開交流促進支援事業の中に「福島空港国際定期路線再開等広報支援事業」という事業がある。</p> <p>この事業は、福島空港国際定期チャーター便を利用した旅行商品を販売するため旅行会社が2媒体以上で広報活動を行う場合に、当該広報活動を補助するという事業である。</p> <p>監査対象年度は株式会社エイチ・アイ・エスが交付申請し、平成31年4月から令和2年3月までの福島空港からのチャーター便1便につき100千円の補助を受けることとなった。</p> <p>申請時の予定では、平成31年4月から令和2年3月まで49便の運航が予定され、計4,900千円の交付決定を受けた。</p> <p>その後、株式会社エイチ・アイ・エスがチャーター契約していた台湾籍の航空会社が経営悪化により国際線の運航を停止したため、令和元年12月14日以降、令和2年1月、2月、3月のチャーター便は運航されなかった。</p> <p>その数は13便に上る。</p> <p>このようなケースでは、運航されなかった13便については、広報活動が成立しないとの解釈から13便×100千円である1,300千円は補助を取りやめるべきであろう。</p> <p>一方、県の考え方としては、当補助金は旅行商品の広報活動に対して交付するものであり、運航停止が発表された時点で、すでにチャーター契約した全便分の広報を行っていたこと及び実際の運航の有無は補助要件と</p>	<p>令和2年度以降、新型コロナの影響で国際チャーター便の運航が停止していることから、今後、国際線の再開に合わせて要綱の改正について検討していく。</p>

はされていないことから運航されなかった13便についても補助金を交付した。

「全便分の広報」とは、旅行商品の募集のために行うチラシ等の作成・各種媒体での広報を指し、運航以前に行ったものである。

しかしながら、当該事業が1便ごとに10万円補助すると設計されているのは、やはり、飛行機が飛ぶことをもって広報活動の成果が上がり、補助をすべき対象となるとの理解になるのではないだろうか。

必ずしも、飛ばなかった航空便の広報活動への補助をもって補助金交付要綱に反していると断言はできないが、交付要綱において具体的な補助要件を明確にする等、改善を求めたい。

(監 査 総 務 課)